

申請に必要な書類一覧 【1 通常の申請の場合＝助成対象者：本人】

(表面)

番号	書類一覧		本人の助成対象者としての要件(経済的要件)		
	書類の特定	留意点等	生活保護法による保護を受給中の方、中国残留邦人等支援法による支援給付を受給中の方	報酬付と審判日において賦課決定している最新年度の住民税が世帯員及び税法上の扶養者の全員が非課税で、本人の預貯金が130万円以下であり、かつ資金化して報酬の支払いにあてることができる本人の適当な資産がない方	左記以外で、区長が特に認める方
①	成年後見人等の報酬助成申請書	・報酬助成に関する要綱の「別記第1号様式」	○	○	○
②	本人の住民票(続柄・本籍不要)	・住民票は、申請日以前30日以内に発行されたもの	△(注1)	△(注1)	△(注1)
③	本人が生活保護又は支援給付を受給中であることを確認できる書類(受給証明書、決定・変更通知書等)	・本人が世帯主でない場合は、本人が生活保護又は支援給付の受給者であることが確認できるもの	△(注2)		
④	本人を含む世帯員全員及び本人の税法上の扶養者の住民税非課税証明書(証明書がとれない場合は、前年1月1日から12月31日までの収入又は所得を確認できる書類でも可)	・住民税非課税証明書は、報酬付と審判日において賦課決定している最新年度のもの		△(注3)	△(注3)
⑤	本人の預貯金の残高が確認できる書類(預貯金通帳のコピー、金融機関の取引明細書等)	・本人氏名、残高が特定できるもの ・申請日以前30日以内に記録されたもの(口頭で確認)		○	○
⑥	本人の財産目録	・家庭裁判所に提出したもの		○	○
⑦	成年後見等開始審判書	・本人の成年後見・保佐・補助開始審判がなされたことを証明する書類	○	○	○
⑧	成年後見・保佐・補助に関する登記事項証明書	・後見等登記がなされた時の写しで可	○	○	○
⑨	報酬付と審判書		○	○	○
⑩	申請者自身の本人確認ができる公的証明書	・窓口で原本を提示。職員がコピーを取る。	○	○	○

(注1) 板橋区に住民票がある方で、申請書裏面の「個人情報の確認に関する本人の同意」欄で同意がされている場合は提出不要です。

(板橋区の電算端末で確認できるため)

(注2) 板橋区で生活保護を受けている方で、申請書裏面の「個人情報の確認に関する本人の同意」欄で同意がされている場合は提出不要です。

(板橋区の電算端末で確認できるため)

(注3) 板橋区の電算端末で確認できる場合とできない場合があるため、提出が必要か否かを事前に助成担当者までご相談ください。

・必要な場合は、上記以外の書類を提出いただくことがありますので予めご了承ください。

・揃えるのが困難な書類がある場合は、助成担当者までご相談ください。

■の書類はすべて写しで可(番号②～⑨)

申請に必要な書類一覧 【2 本人死亡後に申請する場合＝助成対象者：報酬付与審判で報酬を付与するとされた成年後見人等】

(裏面)

番号	書類一覧		本人の助成対象者としての要件(経済的要件)		
	書類の特定	留意点等	生活保護法による保護を受給中の方、中国残留邦人等支援法による支援給付を受給中の方	報酬付与審判日において賦課決定している最新年度の住民税が世帯員及び税法上の扶養者の全員が非課税で、本人の預貯金が130万円以下であり、かつ資金化して報酬の支払いにあてることのできる本人の適当な資産がない方	左記以外で、区長が特に認める方
①	成年後見人等の報酬助成申請書	・報酬助成に関する要綱の「別記第1号様式」	○	○	○
②	本人の住民票又は、除住民票(続柄・本籍不要)		△(注1)	△(注1)	△(注1)
③	本人が生活保護又は支援給付を受給中であることを確認できる書類(受給証明書、決定・変更通知書等)	・本人が世帯主でない場合は、本人が生活保護又は支援給付の受給者であることが確認できるもの	△(注2)		
④	本人を含む世帯員全員及び本人の税法上の扶養者の住民税非課税証明書(証明書がとれない場合は、前年1月1日から12月31日までの収入又は所得を確認できる書類でも可)	・住民税非課税証明書は、報酬付与審判日において賦課決定している最新年度のもの		△(注3)	△(注3)
⑤	本人の預貯金の残高が確認できる書類(預貯金通帳のコピー、金融機関の取引明細書等)	・本人氏名、本人死亡時の残高が記録されたもの	○	○	○
⑥	本人の財産目録	・本人死亡時の財産が確認できるもの		○	○
⑦	成年後見等開始審判書	・本人の成年後見・保佐・補助開始審判がなされたことを証明する書類	○	○	○
⑧	成年後見・保佐・補助に関する閉鎖登記事項証明書	・後見等の終了登記がなされた時の写し	○	○	○
⑨	報酬付与審判書		○	○	○
⑩	成年後見人・後見監督人等が本人の財産から報酬を得た場合、その内訳が分かる書類	・本人の財産額、成年後見人・後見監督人等が受け取った財産額を記載した任意の書式	○	○	○
⑪	申請者自身の本人確認ができる公的証明書	・窓口で原本を提示。職員がコピーを取る。	○	○	○

(注1) 板橋区に住民票がある方で、申請書裏面の「個人情報の確認に関する本人の同意」欄で同意がされている場合は提出不要です。
(板橋区の電算端末で確認できるため)

(注2) 板橋区で生活保護を受けている方で、申請書裏面の「個人情報の確認に関する本人の同意」欄で同意がされている場合は提出不要です。
(板橋区の電算端末で確認できるため)

(注3) 板橋区の電算端末で確認できる場合とできない場合があるため、提出が必要か否かを事前に助成担当者までご相談ください。

・必要な場合は、上記以外の書類を提出いただくことがありますので予めご了承ください。

・揃えるのが困難な書類がある場合は、助成担当者までご相談ください。

■ の書類はすべて写しで可(番号②～⑨)

(平成29年9月1日より適用)